

時間額 1000 円以上、日額 7500 円以上、月額 15 万円以上の全国一律最低賃金制を!

最低賃金・均等待遇ニュース

No.17



大阪市北区錦町 2-2 国労会館 1F

大阪労連

2008・9・11

大阪労連異議申し出提出行動を 9/4 に実施。27 団体、266 件を提出

9 月 4 日の 11 時より大阪労連異議申し出提出行動を行い、各団体が実態を述べながら労働局賃金課に提出しました。「首都と比べ地域の最賃が低い。物が売れない。大阪はこれでいいのか」「大阪を担う青年が働く意欲をもち、安心して生活できるよう最賃を 1000 円以上に」「自治体に働く非正規は同じ仕事をしながら月 15 万円に達しない。最賃で働く人もいる。安心して働ける職場を作り、老後も安心して生活できるよう最賃 1000 円以上に」「原油高で人件費にしわ寄せがきている。暮らせる最賃に」「社会の健全化が必要。こんな低い最賃額では生活保護から抜け出せない」「アルバイト教員は日額 5850 円、時間額にすれば 740 円。すぐに辞める。8 時から 17 時まで働いて暮らせない」などなど・



異議申出書は 9/8 に締め切られ、使用者団体は今年提出なし。

大阪労連から 9/4 以降提出、郵送、ファックス含め計 392 件を提出

☆ 9/9 に大阪地方最低賃金審議会第 281 回総会を非公開で開催 ☆

異議申し出書 392 件提出するも、審議会は大阪府最賃を「答申どおり 17 円引き上げ、748 円が適当である」と再答申。新しい最賃額 748 円は 10 月 18 日に発効予定!

9 月 9 日午後 1 時より、大阪地方最低賃金審議会第 281 回総会が非公開で開催されました。

約 40 分で総会は終了したようです。以下は、労働局から聞き取った内容です。

- ・ 出席状況は公益委員 4 名(2 名欠席)、使用者委員 5 名(1 名欠席)、労働者委員 3 名(3 名欠席)でした。
- ・ 議題は、①異議申し出について、 ②専門部会廃止について、
- ・ 異議申出書は大阪労連から 392 件提出され、使用者団体からの提出は今年ゼロ。(昨年は 1 件提出)
- ・ 使用者委員からは「748 円は高すぎる」と反対意見が出され、公益委員からは「妥当」という意見、労働者委員からは「意見陳述した思いとは違うが審議会決定に従う」という意見がそれぞれ出されたようです。
- ・ 大阪府最低賃金は官報公示で決定(労働局長の決定)がされます。総会を受けてすぐに事務手続きに入り、9 月 18 日に官報に掲載されます。そして、1 ヶ月後の 10 月 18 日から新しい最低賃金が発効予定です。
- ・ また、地域専門部会は審議終了段階で廃止が決定されました。

